

入札金額の見積内訳書の取扱いについて

西伊豆町発注の建設工事等に係る入札時に提出する見積内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いは、次のとおりとする。

1. 内訳書の提出について

内訳書の提出が必要な入札については、「入札執行について（通知）」にその旨を記載することとします。

内訳書の提出については、入札日に入札書と内訳書（入札書を前面にして）をホッチキス留め（左上に）し、同じ封筒に封入して提出してください。なお、第1回入札にて落札者とするべき入札がなく、再度入札する場合は、内訳書の提出は不要とします。

また、内訳書は【別紙】を使用してください。

2. 内訳書の審査

内訳書の審査については、予定価格内かつ最低制限価格が設定されている場合は最低制限価格以上である者の内、最低額の方を落札予定者とし、その方の内訳書のみ審査することとします。

審査の結果、内訳書が別表に掲げる事項に該当する場合は、建設工事等競争入札心得第12条第12号に規定する「前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札」に該当するものとして入札を無効としますので内訳書の記載にあたっては、誤算・記載漏れ等がないようくれぐれも注意してください。

この場合は、2番札の方を落札予定者とし、その方の内訳書を審査します。

3. その他

(1) 提出された内訳書は返却いたしません。

(2) 談合等があると疑うに足りる事実があった場合は、内訳書を公正取引委員会等に提出することがあります。

建設工事等競争入札心得

(入札の無効)

第12条 次の各号の一つに該当する入札は無効とする。

(12) 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札

【別 表】

1 未提出又は未提出と同等と認められる場合

- (1) 工事名、業者名又は代表者名が未記入で入札書と同一性が判別できない場合
- (2) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- (3) 提出された書類が内訳書以外の書類等の場合
- (4) 他の工事の内訳書が提出された場合
- (5) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (6) 内訳書が特定できない場合
- (7) 総額の記載のみで内訳の記載が全部又は一部ない場合

2 記載事項に誤りがある場合

- (1) 工事名、履行場所、業者名又は代表者名に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合（軽微な誤字、脱字がある場合は除く）
- (2) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
- (3) 内訳書の計算が間違っている場合（合計の不一致が軽微な端数処理程度の場合は除く）
- (4) 内訳書に押印（押印はあらかじめ使用印鑑として本町に届け出た印鑑）がない場合

【別紙】

平成 年 月 日

西伊豆町長 様

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

見積内訳書

建設工事名 又は業務委託名	
------------------	--

工 種 等	金 額 (円)	備 考
合 計 額		

※消費税額は含みません。